

## 意見募集要領

「東大和市産業振興基本計画（案）」に係るパブリックコメントを実施します。

東大和市産業振興基本計画の改定を進めています。この度、改定計画（案）をまとめたので、お知らせするとともに、皆様から広く意見をいただくため、パブリックコメントを実施します。

### 1 計画の目的

産業の振興が地域の活性化に寄与するものであることにかんがみ、東大和市の産業の振興に関する施策を定めることにより、市民の暮らしと調和した産業と経済の発展を促し、もって市民生活の向上を図ることを目的とします。

### 2 基本的な考え方

東大和市総合計画の理念を踏まえて、産業振興分野における基本的施策を推進していくもので、第三次基本構想の基本目標の一つである「暮らしと産業が調和した活力あるまち」を実現していくための個別計画となります。また、東大和市都市マスタープラン、東大和市農業振興計画、東大和市環境基本計画などの関連計画の方向性との整合性を保ちながら、市の産業の振興施策を推進するものとします。

### 3 内容

#### (1) 産業振興基本計画の改定について

計画改定の経緯、産業振興を取り巻く環境、計画の位置づけ、計画期間、計画の推進と各関係者の役割など

#### (2) 市の現状について

自然・社会環境、東大和市の産業の現状

#### (3) 産業振興施策の進捗状況について

これまでの産業振興施策の進捗状況、成果及び課題など

#### (4) 計画の目標について

第三次基本構想と取組の方向性、計画の目標、各主体における役割、進捗管理と成果・活動指標、施策の体系など

(5) 施策の展開について

基本施策の「経営基盤の整備支援」、「新たな担い手の育成」、「商業の振興」、「工業の振興」、「都市農業の振興」、「観光事業の推進」に関する施策の説明。

4 意見を提出できる方

- (1) 市民在住の個人
- (2) 市内に事業所等を有する個人
- (3) 市内に事業所等を有する法人
- (4) 市内在勤の個人
- (5) 市内在学の個人
- (6) 本計画に利害関係のあると認められる個人
- (7) 本計画に利害関係のあると認められる法人等

5 意見の提出期間

令和5年12月20日(水)から令和6年1月19日(金)まで(必着)

※期間終了後に提出された意見については、パブリックコメントの意見としてお受けできませんのであらかじめご了承ください。

6 意見の提出先及び提出方法

- (1) 提出先 市民環境部 産業振興課
- (2) 提出方法

次のいずれかの方法により、提出してください。

- ・ 書面の持参 市民環境部 産業振興課 (東大和市役所3階5番窓口)
- ・ 郵送 〒207-8585 東大和市中央3-930 東大和市民環境部産業振興課宛て
- ・ F A X 042-563-5931
- ・ 電子メール [sangyoushinko@city.higashiyamato.lg.jp](mailto:sangyoushinko@city.higashiyamato.lg.jp)
- ・ 電子申請 (下の二次元コードをスマートフォン等で読み取るか、URLからアクセスしてください。)



<https://logoform.jp/form/VfYv/444180>

### (3) 提出様式等

様式は自由です。別紙に意見書の参考様式を用意しておりますので、適宜ご利用ください。なお、提出の際には、次に掲げる事項を明記してください。

ア 市民在住の個人 住所及び氏名

イ 市内に事業所等を有する個人 事業所等の名称、所在地及び氏名

ウ 市内に事業所等を有する法人 事業所等の名称、所在地、団体名及び代表者氏名

エ 市内在勤の個人 勤務する事業所等の名称、所在地及び氏名

オ 市内在学の個人 在学する学校の名称、所在地及び氏名

カ 本計画に利害関係のあると認められる個人

利害関係を有することが明らかにできる事項、住所及び氏名

キ 本計画に利害関係のあると認められる法人等

利害関係を有することが明らかにできる事項、所在地、団体名及び代表者氏名

※上記事項を明記していない意見については、パブリックコメントの意見としてお受けできませんのであらかじめご了承ください。

### 7 提出された意見等を公表する時期

寄せられた意見の概要や意見に対する市の考え方等は、令和6年2月初旬までに東大和市公式ホームページで公表する予定です。なお、公表にあたっては、住所、氏名等の個人情報を除きます。

### 8 注意事項

- ・電話及び窓口での口頭によるご意見はお受けできません。
- ・意見をいただいた方への個別の回答は行いませんので、あらかじめご承知おきください。